

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度浜頓別町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金交付決定額 91,268千円
 うち社会保障財源化分（税率引き上げ分）交付決定額 45,634千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費 290,218千円

（単位：千円）

区分	目的別	令和元年度 決算額	うち地方消費税 交付金（社会保 障財源化分）が 充てられた社会 保障施策に要す る経費	財源内訳					うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
				特定財源				一般財源	
				国庫支出金	道支出金	地方債	その他		
民生費	社会福祉費	415,264	222,061	52,825	43,540			125,696	37,652
	児童福祉費	88,980	51,893	28,037	9,078		1,958	12,820	3,840
	小計	504,244	273,954	80,862	52,618		1,958	138,516	41,492
衛生費	保健衛生費	162,328	16,264	1,091	160		1,185	13,828	4,142
合計		666,572	290,218	81,953	52,778		3,143	152,344	45,634

社会福祉費では、高齢者等交通サポート助成事業、障害者介護給付・訓練等給付費、国民健康保険事業繰出金、後期高齢者医療繰出金、介護保険事業繰出金等の事業を実施しています。

児童福祉費では、児童手当給付事業、子ども医療助成事業、学童保育所運営費等の事業を実施しています。

保健衛生費では、健康推進対策（各種健診事業、予防接種事業、母子保健事業）等の事業を実施しています。

※地方消費税交付金の社会保障財源化（税率引き上げ分）相当額は、各事業に要する一般財源の比率に応じ按分しています。